

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則(74)…………… 1
- 世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(75)…………… 1
- 訓 令 甲**
- 世田谷区職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正(26)…………… 1
- 告 示**
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(507)…………… 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(508)…………… 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(509)…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示(510)…………… 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示(511)…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(512)…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(513)…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(514)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(515)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(516)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(517)…………… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(518)…………… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(519)…………… 3
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(520)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(521)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(522)…………… 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(523)…………… 4
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(524)…………… 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告

- 示(525)…………… 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(526)…………… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(527)…………… 4
- 世田谷区立三宿地区会館の供用中止の告示(528)…………… 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(529)…………… 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(530)…………… 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(531)…………… 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(532)…………… 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(533)…………… 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(534)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(535)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(536)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(537)…………… 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止の告示(538)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(539)…………… 5
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(540)…………… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(541)…………… 5
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示(542)…………… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(543)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(544)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(545)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(546)…………… 6
- 災害対策基本法に基づく指定避難所の変更の告示(547)…………… 6
- 公 告**
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(45)…………… 6
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(46)…………… 6
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(47)…………… 6
- 世田谷区公文書管理条例に基づく公文書及び特定重要公文書の管理状況の公表の公告(48)…………… 6
- 建築基準法に基づく公聴会開催の公告(49)…………… 7

- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(50)…………… 7
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(51)…………… 7
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(52)…………… 7
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(53)…………… 7
- 規 則(教)**
- 世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則(10)…………… 7
- 告 示(選)**
- 公職選挙法に基づく令和6年9月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を定める告示(30)…………… 8
- 告 示(農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(8)…………… 8

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。  
令和6年8月30日  
世田谷区長 保坂展人

### 世田谷区規則第74号

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第75号

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則

世田谷区庁舎管理規則(平成17年2月世田谷区規則第6号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、本庁舎東棟(エントランスホール及び展望ロビーに限る。)における第5号に掲げる行為(業として行うものを除く。)は、庁舎における秩序を乱し、公務の円滑な遂行を妨げるおそれがなく、かつ、他人に迷惑を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例(令和6年6月世田谷区条例第33号)の施行期日は、令和6年9月19日とする。

## 訓 令 甲

### ◎世田谷区訓令甲第26号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保	健	所	所
出	張		

# 世田谷区公報

事業所  
世田谷区職員出勤記録及び出勤簿整理規程(昭和50年4月世田谷区訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

令和6年8月1日

世田谷区長 保坂展人  
第2条第1号を次のように改める。

(1) 出勤記録 次に掲げるシステム(第5条において「システム」という。)を利用して行う職員の出勤、勤務の状況等に関する記録をいう。

ア 世田谷区人事庶務システム(電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。イにおいて同じ。))を利用して職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。

イ 世田谷区会計年度任用職員出退勤管理システム(電子計算組織を利用して会計年度任用職員の出退勤の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。第5条第4項において同じ。)

第4条第1項を次のように改める。

職員(会計年度任用職員を除く。)の出勤記録の整理保管は総務部人事課長(以下「人事課長」という。)が行い、会計年度任用職員の出勤記録及び出勤簿適用職員の出勤簿の整理保管はそれぞれ当該職員の属する所属の長が行う。

第5条ただし書中「人事課長」を「整理保管者」に改め、同条に次の3項を加える。

2 会計年度任用職員の出勤記録に係る整理保管者(以下この条において「整理保管者」という。)は、会計年度任用職員の出勤記録を管理する者(以下この条において「管理担当者」という。)を指定しなければならない。

3 管理担当者は、毎日、会計年度任用職員の出勤記録の整理のため必要とする事項を整理保管者に報告しなければならない。

4 整理保管者は、毎日、会計年度任用職員(出勤簿適用職員を除く。)の出勤時限後、出勤記録を点検し、出勤時刻の記録のないものについて、管理担当者からの報告に基づき、別表第1及び別表第2に規定する区分に従い、世田谷区会計年度任用職員出退勤管理システムに相当の表示をしなければならない。ただし、整理保管者が出勤記録の整理上必要とするときは、当該表示と同等の表示と認められる場合に限り、他の表示をすることができる。

第6条中「者」の次に「(会計年度任用職員については、その属する所属の長)」を加える。

第7条を次のように改める。

(出勤簿の整理)

第7条 第5条第2項から第4項までの規

定は、出勤簿適用職員の出勤簿について準用する。この場合において、同条第4項中「世田谷区会計年度任用職員出退勤管理システム」とあるのは、「出勤簿」と読み替えるものとする。

第8条中「出勤簿整理保管者」を「出勤簿に係る整理保管者」に改める。

別表第1中「第7条関係」を「第5条関係」に改める。

別表第2中「第7条関係」を「第5条関係」に改め、同表33の項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

## 告 示

### ◎世田谷区告示第507号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年8月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

### ◎世田谷区告示第508号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年8月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

### ◎世田谷区告示第509号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年8月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

### ◎世田谷区告示第510号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和6年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 1 事業者の名称     | 株式会社ケアビィ                     |
| 2 主たる事務所の所在地 | 東京都板橋区徳丸二丁目7番26号シルクハイッ徳丸102号 |
| 3 事業所の名称     | スタンドアウト世田谷                   |
| 4 事業所の所在地    | 東京都世田                        |

- |                                   |                         |
|-----------------------------------|-------------------------|
| 谷区南島山六丁目36番10号P L A Z A 20 50 1号室 |                         |
| 5 事業所番号                           | 1331204915              |
| 6 事業の種類                           | 特定相談支援事業                |
| 7 事業の主たる対象者                       | 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等患者 |
| 8 廃止の年月日                          | 令和6年7月31日               |

### ◎世田谷区告示第511号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和6年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 事業者の名称     | 株式会社ケアビィ                               |
| 2 主たる事務所の所在地 | 東京都板橋区徳丸二丁目7番26号シルクハイッ徳丸102号           |
| 3 事業所の名称     | スタンドアウト世田谷                             |
| 4 事業所の所在地    | 東京都世田谷区南島山六丁目36番10号P L A Z A 20 50 1号室 |
| 5 事業所番号      | 1371201060                             |
| 6 事業の種類      | 障害児相談支援事業                              |
| 7 事業の主たる対象者  | 障害児                                    |
| 8 廃止の年月日     | 令和6年7月31日                              |

### ◎世田谷区告示第512号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年8月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

世田谷区長 保坂展人

- |         |   |
|---------|---|
| 1 認定番号  | 28-1  |
| 2 変更の区間 | 世田谷区若林三丁目108番61から108番62まで                     |
| 3 変更の区域 | 延長 18.36メートル<br>幅員 0.73メートル<br>面積 13.52平方メートル |

### ◎世田谷区告示第513号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の

規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和6年8月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区八幡山三丁目268番20の内
- 3 変更の区域  
延長 5.11メートル  
幅員 0.83メートルから  
0.87メートルまで  
面積 4.76平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年8月5日

◎世田谷区告示第514号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和6年8月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区野沢一丁目47番14
- 3 変更の区域  
延長 9.28メートル  
幅員 0.60メートルから  
0.64メートルまで  
面積 6.05平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年8月5日

◎世田谷区告示第515号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和6年8月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷二丁目281番19
- 3 変更の区域  
延長 2.14メートル  
幅員 0.99メートル  
面積 2.23平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年8月5日

◎世田谷区告示第516号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和6年8月6日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂二丁目228番8の内から228番14の内まで
- 3 変更の区域  
延長 20.30メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.19メートルまで  
面積 3.71平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年8月6日

◎世田谷区告示第517号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年8月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
(3) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区駒沢四丁目80番12の内  
(2) 世田谷区駒沢四丁目80番12の内  
(3) 世田谷区駒沢四丁目80番12の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 28.50メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 20.67平方メートル  
(2) 延長 23.87メートル  
幅員 1.09メートル  
面積 26.03平方メートル  
(3) 面積 2.47平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年8月6日

◎世田谷区告示第518号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年8月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-G094
- 2 変更の区間  
世田谷区上北沢五丁目1318番1の内
- 3 変更の区域  
延長 17.63メートル  
幅員 1.07メートルから  
1.08メートルまで  
面積 19.07平方メートル

- 4 供用開始の期日

令和6年8月9日

◎世田谷区告示第519号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年8月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
12-G079
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂四丁目467番33の内
- 3 変更の区域  
延長 12.12メートル  
幅員 0.88メートルから  
0.89メートルまで  
面積 10.75平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年8月13日

◎世田谷区告示第520号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和6年8月13日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第521号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年8月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区池尻三丁目371番20の内
- 3 変更の区域  
延長 10.20メートル  
幅員 0.09メートルから  
0.20メートルまで  
面積 1.52平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年8月14日

◎世田谷区告示第522号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年8月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月14日

世田谷区公報

<p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 36-5</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区成城九丁目1562番4 (2) 世田谷区成城九丁目1562番5</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 61.40メートル 幅員 2.13メートルから 2.15メートルまで 面積 135.59平方メートル (2) 面積 1.45平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年8月14日</p>	<p>高井戸三丁目32番5号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社プレジャー・コム</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年5月31日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。</p> <p>令和6年8月21日</p>
<p>◎世田谷区告示第523号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> <p>令和6年8月14日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 楓の風リハビリテーション颯金沢文庫</p> <p>2 事業所の所在地 神奈川県横浜市金沢区釜利谷東二丁目9番14号エスケイワイコート1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社楓の風</p> <p>4 指定年月日 令和6年8月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>◎世田谷区告示第526号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。</p> <p>令和6年8月16日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ふくろうの家世田谷梅ヶ丘</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区代田三丁目10番25号1F</p> <p>3 事業者の名称 株式会社プレジャー・コム</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年5月31日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 紙ふうせん</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区梅丘一丁目13番4号朝日プラザ梅ヶ丘202</p> <p>3 事業者の名称 紙ふうせん株式会社</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年7月10日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>
<p>◎世田谷区告示第524号</p> <p>車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。</p> <p>この関係図面は、令和6年8月15日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年8月15日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 路線名 特別区道</p> <p>2 指定区間 世田谷区宇奈根一丁目9番先から世田谷区宇奈根一丁目8番先まで</p> <p>3 指定年月日 令和6年8月15日</p>	<p>◎世田谷区告示第527号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年8月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年8月16日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 13-D484-08</p> <p>2 変更の区間 世田谷区野沢二丁目92番58の内から92番59まで</p> <p>3 変更の区域 延長 23.59メートル 幅員 0.52メートルから 0.57メートルまで 面積 13.04平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年8月16日</p>	<p>◎世田谷区告示第530号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。</p> <p>令和6年8月21日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 紙ふうせん祖師谷</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区祖師谷四丁目25番20号ペルラ祖師谷102</p> <p>3 事業者の名称 紙ふうせん株式会社</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年7月10日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>
<p>◎世田谷区告示第525号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。</p> <p>令和6年8月16日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ふくろうの家杉並下高井戸</p> <p>2 事業所の所在地 東京都杉並区下</p>	<p>◎世田谷区告示第528号</p> <p>次の世田谷区立地区会館は、令和6年8月26日から令和7年3月28日までの期間その供用を中止する。</p> <p>令和6年8月16日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名称 世田谷区立三宿地区会館</p> <p>2 位置 東京都世田谷区三宿二丁目7番10号</p>	<p>◎世田谷区告示第531号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> <p>令和6年8月21日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ふくろうの家杉並下高井戸</p> <p>2 事業所の所在地 東京都杉並区下高井戸三丁目32番5号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社市進ケアサービス</p> <p>4 指定年月日 令和6年9月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>

3	事業者の名称	株式会社市進ケアサービス
4	指定年月日	令和6年9月1日
5	サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第533号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年8月21日

世田谷区長 保坂展人

1	事業所の名称	紙ふうせん
2	事業所の所在地	東京都世田谷区梅丘一丁目13番4号朝日プラザ梅ヶ丘202
3	事業者の名称	株式会社市進ケアサービス
4	指定年月日	令和6年9月1日
5	サービスの種類	居宅介護支援

◎世田谷区告示第534号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年8月21日

世田谷区長 保坂展人

1	事業所の名称	紙ふうせん祖師谷
2	事業所の所在地	東京都世田谷区祖師谷四丁目25番20号ペルラ祖師谷102
3	事業者の名称	株式会社市進ケアサービス
4	指定年月日	令和6年9月1日
5	サービスの種類	居宅介護支援

◎世田谷区告示第535号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年8月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月23日

世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区等々力五丁目27番46の内
3	変更の区域	延長 8.72メートル 幅員 0.18メートル 面積 1.59平方メートル
4	供用開始の期日	令和6年8月23日

◎世田谷区告示第536号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年8月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月23日

世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区等々力一丁目57番20
3	変更の区域	延長 13.41メートル 幅員 0.00メートルから0.19メートルまで 面積 1.51平方メートル

◎世田谷区告示第537号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年8月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月23日

世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区大原二丁目1261番39の内
3	変更の区域	延長 4.61メートル 幅員 1.14メートルから1.20メートルまで 面積 5.43平方メートル
4	供用開始の期日	令和6年8月23日

◎世田谷区告示第538号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和6年8月23日

世田谷区長 保坂展人

1	事業所の名称	あおぞら縁
2	事業所の所在地	東京都世田谷区三宿二丁目38番7号加納屋ビル201
3	申請者の名称	社会福祉法人宝満福祉会
4	廃止年月日	令和6年8月18日
5	障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第539号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年8月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月23日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

36-5

2 変更の区間

世田谷区野沢二丁目92番27の内

3 変更の区域

延長 9.48メートル  
幅員 2.85メートルから2.98メートルまで  
面積 27.67平方メートル

◎世田谷区告示第540号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和6年8月23日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月23日

世田谷区長 保坂展人

1	路線名	特別区道
2	指定区間	世田谷区松原六丁目14番先から世田谷区松原六丁目13番先まで
3	指定年月日	令和6年8月23日

◎世田谷区告示第541号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月26日

世田谷区長 保坂展人

1	指定番号	(1) 11-D307-08 (2) 11-D168-04
2	変更の区間	(1) 世田谷区代田六丁目979番42の内 (2) 世田谷区代田六丁目979番42の内
3	変更の区域	(1) 延長 14.99メートル 幅員 0.07メートルから0.17メートルまで 面積 1.87平方メートル (2) 延長 6.55メートル 幅員 0.16メートルから0.18メートルまで 面積 1.13平方メートル
4	供用開始の期日	令和6年8月26日

◎世田谷区告示第542号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告

# 世田谷区公報

示す。  
令和6年8月26日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

### ◎世田谷区告示第543号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-G190-01
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区八幡山二丁目270番地先無番から270番地先無番まで  
(新)世田谷区八幡山二丁目270番地先無番から270番地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和6年8月26日

### ◎世田谷区告示第544号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年8月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D258-03
- 2 変更の区間  
世田谷区代田五丁目910番6の内
- 3 変更の区域  
延長 4.55メートル  
幅員 0.28メートル  
面積 1.30平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年8月27日

### ◎世田谷区告示第545号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年8月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
41-17
- 2 変更の区間  
世田谷区北烏山一丁目966番56
- 3 変更の区域  
延長 7.25メートル  
幅員 0.75メートル  
面積 5.45平方メートル

- 4 供用開始の期日  
令和6年8月27日

### ◎世田谷区告示第546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年8月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
47-31
- 2 変更の区間  
世田谷区船橋三丁目214番33の内
- 3 変更の区域  
延長 16.32メートル  
幅員 0.00メートルから0.07メートルまで  
面積 0.07平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年8月30日

### ◎世田谷区告示第547号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定により指定避難所として指定した施設を、次のとおり変更したので告示する。

令和6年8月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 変更後の指定避難所として指定した施設  
別紙指定避難所一覧のとおり
- 2 変更の年月日  
令和6年9月1日

別紙省略

## 公 告

### ◎世田谷区公告第45号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年8月1日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区弦巻三丁目15番2先無番15番18	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 住友不動産株式会社 代表取締役副社長 小林 正人

### ◎世田谷区公告第46号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年8月1日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区桜上水二丁目685番9 685番12 685番14 685番15	東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹

### ◎世田谷区公告第47号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年8月1日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区成城七丁目1333番1 1333番3 1333番7 1333番10 1333番11 1333番12 1333番13 1333番14 1333番15	東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹

### ◎世田谷区公告第48号

公文書及び特定重要公文書の管理状況の公表について

世田谷区公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号)第9条及び第27条の規定により、令和5年度の公文書及び特定重要公文書の管理の状況を次のとおり公表する。

令和6年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 文書事務の実施機関  
区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会
- 2 公文書の作成等の状況(総合文書管理システム上の件数)  
(1) フォルダ等の作成 197,477件  
(2) 文書の收受 43,458件  
(3) 起案文書の作成 110,144件
- 3 職員を対象とした公文書の管理に関する研修の実施状況

研修名	受講対象者	受講者数
採用1年目文書	新規採用職員	222名
文書(システム入門)	希望する職員(初心者)	57名
文書(ファイリング)	文書担当者及び希望する職員	50名
文書(監督者)	文書主任及び希望する係長職職員	33名

会計年度任用職員(基幹実務研修)文書管理	希望する事務系の会計年度任用職員	44名
----------------------	------------------	-----

4 公文書の管理に関する点検の実施状況

(1) 点検の概要

公文書の作成又は収受及び保管の状況について、各実施機関において自己点検を実施したほか、複数の部署に対して、区政情報課の職員による実地での点検を実施した。また、文書事務に携わる全職員を対象に、文書事務のセルフチェック(文書事務全般に関する理解度チェック)を実施した。

(2) 主な点検の内容

- ① 公文書が適切に作成又は収受されているか。
- ② フォルダ等が適切に作成され、公文書が適正に管理されているか。

(3) 点検の結果

公文書の管理状況は概ね良好であり、起案文書の電子決定も適切に実施されてきたが、総合文書管理システムへの目付の誤入力等が見受けられた。

(4) 点検の結果を受けての対応

総合文書管理システムへの誤入力の訂正等必要な措置を行った上で、再発防止策を講じる等事務の改善を指導した。

5 特定重要公文書の管理状況

- (1) 特定重要公文書の保存 424件
- (2) 特定重要公文書の利用 1件

◎世田谷区公告第49号

公開による意見の聴取の開催について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和6年8月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 公聴会を行う日時  
令和6年8月21日(水曜日)午前10時00分から
- 2 公聴会を行う場所  
東京都世田谷区南鳥山三丁目23番7号芦花パークヒル3・2階  
南鳥山区民集会所 大会議室
- 3 公聴会を行う理由  
別紙の建築許可をするため

別紙省略

◎世田谷区公告第50号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいの

で、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和6年8月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
削除する部分  
世田谷区桜丘三丁目、等々力七丁目、等々力八丁目、中町四丁目、瀬田五丁目、上用賀五丁目、祖師谷二丁目、千歳台四丁目、喜多見四丁目、喜多見九丁目、宇奈根三丁目、八幡山三丁目、北鳥山七丁目、千歳台二丁目、宇奈根一丁目各地内  
追加する部分  
世田谷区代田四丁目、桜上水二丁目、等々力四丁目、深沢二丁目、深沢六丁目、成城四丁目、祖師谷二丁目、喜多見七丁目、八幡山一丁目、上祖師谷二丁目、上祖師谷四丁目、宇奈根二丁目、岡本三丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区鳥山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間  
令和6年8月22日から同年9月5日まで
- 5 意見書の提出先  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第51号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年8月26日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区北鳥山五丁目1610番21 1610番50 1610番51 1610番52 1610番53 1610番55 1610番57 1610番58 1610番59 1610番60 1610番61	東京都西東京市東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕

1610番62	
1610番63	

◎世田谷区公告第52号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年8月29日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区若林三丁目108番60	東京都中央区八重洲一丁目9番9号 東京建物株式会社 代表取締役 野村均

◎世田谷区公告第53号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年8月29日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区千歳台二丁目790番1 790番16 790番17	東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村徹

規則(教)

次に掲げる規則を公布する。

令和6年8月2日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第10号

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則(昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を

世田谷区公報

世田谷区農業委員会会長

穴戸 幸男

- 1 開催日時 令和6年8月29日（木）  
午後3時00分
- 2 開催場所 三軒茶屋しゃれなあどホールオリオン
- 3 審議事項
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について

有する小学校就学前子どもをいう。  
 (2) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。  
 (3) 教育等 特定教育・保育のうち法第7条第2項に規定する教育又は法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。  
 (4) 1号認定 教育等を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。  
 (5) 2号認定 保育（特定教育・保育のうち法第7条第3項に規定する保育をいう。第5条第3項において同じ。）を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。

第4条第1項第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第5条第1項の表第1号中「2年 ただし」を「2年（認定こども園世田谷区立多聞幼稚園の1号認定にあっては、3年）。ただし」に改め、同表第2号中イをアとし、ロをイとし、ハをウとし、ニをエとし、ホをオとし、ヘをカとし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、区立認定こども園においては、次に掲げる日以外の日に保育を提供するものとする。

第10条中「法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する小学校就学前子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）を「教育・保育給付認定子ども」に、「4歳」を「4歳（認定こども園世田谷区立多聞幼稚園の1号認定にあっては、3歳）」に改める。

第11条第1項中「特定教育・保育のうち法第7条第2項に規定する教育又は法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育（以下「教育等」という。）を「教育等」に改める。

第13条及び第14条第1項中「教育等を受ける教育・保育給付認定子ども」を「1号認定」に改める。

付則第2項中「別表備考第1項」を「別表備考第2項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 3歳児の定員

校名	定員
認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1号認定18人

2 4歳児及び5歳児の定員

校名	定員	
	4歳児	5歳児
世田谷区立三島幼稚園	34人	68人
世田谷区立給田幼稚園	68人	68人
世田谷区立中町幼稚園	34人	68人
認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1号認定22人 2号認定8人	1号認定22人 2号認定8人

園		
世田谷区立松丘幼稚園	34人	34人
世田谷区立砧幼稚園	68人	68人
世田谷区立八幡山幼稚園	68人	68人
世田谷区立桜丘幼稚園	34人	34人

備考

- 1 この表において「3歳児」とは、幼稚園の利用を開始する年度（以下「当該年度」という。）の初日の前日までに3歳に達し、4歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。
- 2 この表において「4歳児」とは、当該年度の初日の前日までに4歳に達し、5歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。
- 3 この表において「5歳児」とは、当該年度の初日の前日までに5歳に達し、6歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表1の部に規定する定員に係る認定こども園世田谷区立多聞幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続並びにこの規則による改正後の同表2の部に規定する定員に係る世田谷区立三島幼稚園、世田谷区立中町幼稚園、認定こども園世田谷区立多聞幼稚園、世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により令和6年9月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和6年8月19日

世田谷区選挙管理委員会

登録を行う日 令和6年9月2日

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第13回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和6年8月21日